

## 岩倉市市民参加条例（素案）の作成における趣旨及び意見の提出先等

### 1 条例策定の趣旨

#### (1) 経緯

岩倉市は、協働（※）の概念を第3次総合計画（平成13年策定）以前から掲げて取り組み、市民活動支援計画（平成14年策定）、市民協働ルールブック（平成24年策定）に取り入れてきました。

岩倉市の最高規範として制定した岩倉市自治基本条例（平成25年4月施行）は、岩倉市における自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的としています。この条例の第3章では、『協働の仕組み』として、「市民参加と協働」、「市民自治活動」、「住民投票」、「市外の人々、国等との連携」を規定しています。そのうち、「市民参加と協働（第10条）」、「住民投票（第12条）」について必要な事項は、別に条例を定めるものとしています。これらの規定に基づき、新たに「岩倉市市民参加条例」を制定しようとするものです。

※協働…市民、議会及び執行機関が、主体的・自発的に共通の目的を達成するために、相互の立場、特性等を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任を持って、その特性、能力等を発揮しつつ、共に考え、行動することです。

#### (2) 検討の経過

条例素案の検討にあたり、平成26年6月に識見者（大学教授）、地域団体及び市民活動団体の代表者、公募委員、職員委員の計10名で構成する岩倉市市民参加条例検討委員会を設置し、計14回の会議の中で検討を進めてきました。

この検討結果として、岩倉市市民参加条例（素案）が平成27年7月10日に市長に提出されましたので、このたびパブリックコメント手続として、その素案について市民からの意見を公募するものです。

#### (3) 条例の目的

この条例は、岩倉市自治基本条例第10条第4項及び第12条第2項の規定に基づき、市民参加及び協働並びに住民投票に関し基本的な事項を定めることにより、市民の意見を広く市政に反映させること及び協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

#### (4) 条例の構成

この条例は、全5章で構成されています。

第1章「総則」では、条例の目的や基本原則のほか、各主体の役割や責務を規定しています。第2章「市民参加の手続」では、市民参加の対象や方法、市民参加の予定や結果の公表などを規定しています。第3章「住民投票」では、住民投票に付すべき事項や投票資格者の要件などについて規定しています。第4章「協働」では、協働を進める上での基本原則、協働の取組や公益的な活動への支援などについて規定しています。第5章「その他」では、条例の見直しなどについて規定しています。

## 2 パブリックコメント手続の実施について

### (1) 目的

(仮称)岩倉市市民参加条例を制定するに当たり、その条例素案及びその他必要な事項をあらかじめ公表して広く市民の意見を募集し、それらの意見に対する執行機関の考え方を公表します。

### (2) 意見の募集期間

平成27年8月1日(土)～平成27年8月31日(月)

### (3) 意見を提出できる人

岩倉市内に居住する人、市内に通勤又は通学する人及び市内で事業又は活動を行う個人又は団体

### (4) 意見の提出方法

- ①持参・郵送 〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地  
岩倉市総務部協働推進課市民協働グループあて
- ②ファクシミリの場合 0587-66-6100
- ③電子メールの場合 [kyoudou@city.iwakura.lg.jp](mailto:kyoudou@city.iwakura.lg.jp)

### (5) 記載事項

- ①題名「(仮称)岩倉市市民参加条例(案)に対する意見」
  - ②住所、氏名、連絡先
    - ・住所が市外の場合は、勤務・活動先又は通学先の名称と所在地
    - ・住所、勤務先、活動先、通学先のいずれかが市内の人に限りません。
  - ③あなたの意見
- ※①～③の必要な事項が記載されていれば、様式は問いません。  
参考に別紙様式を掲載します。

### (6) 資料の閲覧

- ①市役所(1階の情報サロン、5階の協働推進課市民協働グループ)
- ②市民プラザ
- ③岩倉市ホームページ  
(<http://www.city.iwakura.aichi.jp/promo/o7je4u0000002yvv.html>)

### (7) 提出された意見の取扱い

提出された意見は、執行機関で検討し、個人情報など岩倉市情報公開条例に定める非公開情報に該当するものを除き、意見の内容、検討結果及びその理由について公表します。なお、意見に対して、個別の回答は行いません。